

光市認知症ケアバス

～認知症になつても安心して生活するために～

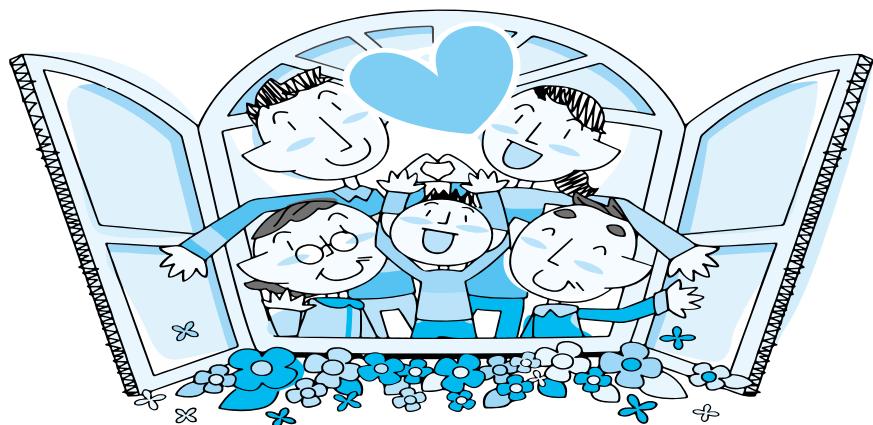
認知症

情報ガイドブック

認知症の予防・治療・介護サービスなどの情報ガイドブックです。

認知症の人やその家族に対する、きれ目のない適切な対応や支援の内容を掲載しています。認知症は誰もが避けてとおれない問題です。ご自身の問題として、また、今後の備えとして、この冊子をご活用下さい。

この冊子は、認知症を理解し、認知症の予防から軽度・中度・重度の認知症状に応じ、どこでどのような支援やサービスを受けることができるかまとめたものです。



光 市

【はじめに】

高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加し、10年後の2025年には約700万人、5人に1人が認知症高齢者と予測される中、市民の認知症に対する関心も高くなっています。

しかし、現状では、認知症についての理解が十分でなかったり、病気を恐れるあまり発見や対応が遅れ症状を悪化させたりと、認知症の方への対応が適切でないため介護が困難になるなどの状況も見受けられます。

認知症の人は何もわからない、できない人ではありません。周囲の人たちの適切なサポートがあれば、社会の一員として生活していくことができます。

このたび、光市では認知症の人が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために「認知症情報ガイドブック（光市認知症ケアパス～認知症になっても安心して生活するために～）」を作成しました。

認知症の予防から医療・介護・福祉及び権利擁護に関する情報源を得ることで、認知症の人やその介護者が適切な支援を受けることのできる「手引書」として活用してください。

★ 認知症の人と家族の人に

認知症状の段階に応じ、その人の状態に合った対応・治療・介護サービス等を受けることができているか、また将来的にどう対応したら良いか確認するためのガイドブックとして活用して下さい。（「目次★」が参考となる項目です。）

◎ 認知症の人とその家族を支援する人に

医療・介護の関係者や地域の人は、認知症の人やその家族が適切なサービスや支援が受けられるよう、相談への対応やアドバイスをする時のガイドブックとして活用して下さい。（「目次◎」が参考となる項目です。）

◆ 認知症について知識を得たい人に

認知症について理解し、予防や早期の対応を学ぶことで、今後の生活への備え、介護予防、早期対応に努めるためのテキストとして活用して下さい。（「目次◆」が参考となる項目です。）



目 次

	参考項目	内 容	ページ
1	◆	認知症について理解しましょう	1～5
2	◆	「もの忘れ」のチェックをしてみましょう	6～7
3	★	認知症の状態と生活上のポイントを確認しましょう	8～9
4	★	認知症状のある人への対応方法を知りましょう	10～13
5	★	支援サービス一覧表（認知症ケアパス）の活用方法を知りましょう	14
6	★◎◆	支援サービス一覧表（認知症ケアパス）で確認しましょう	15～18
7	★◎◆	支援サービス一覧表（認知症ケアパス）のサービスや社会資源を知りましょう ○ 気軽に相談しよう ○ 認知症を理解しよう ○ 認知症の予防・悪化の防止をしよう ○ 出かけよう・ふれあおう ○ 社会での役割をもとう・生きがいをもとう ○ 受診・療養をしよう ○ 介護保険を利用しよう ○ 地域で高齢者を見守ろう ○ 福祉の制度を利用しよう ○ 権利擁護のための支援を受けよう ○ 安心して生活しよう	19～20 21 21～22 22～23 23 23～24 24～26 26 27～28 28 29
資 料	◎◆	一覧表① 認知症の相談ができる医療機関 一覧表② 認知症の診断ができる専門医療機関 認知症疾患医療センター 一覧表③ 認知症の人の歯科診療ができる医療機関 一覧表④ 薬について相談できる薬局 一覧表⑤ 認知症に優しいお店	30 31 32 33 34
参 考	★	○「わたし」の地域資源マップを作りましょう! ○ひかり見守りネット（徘徊高齢者等事前登録）	35 36

★◎◆のマークは、それぞれの対象について特に参考となる項目を示しています。

★・・・認知症の人と家族の人に（認知症の人とその家族）

◎・・・認知症の人とその家族を支援する人に（ケアマネジャー、医療・介護関係者、相談員等）

◆・・・認知症について知りたい人に（市民）

1 認知症について理解しましょう

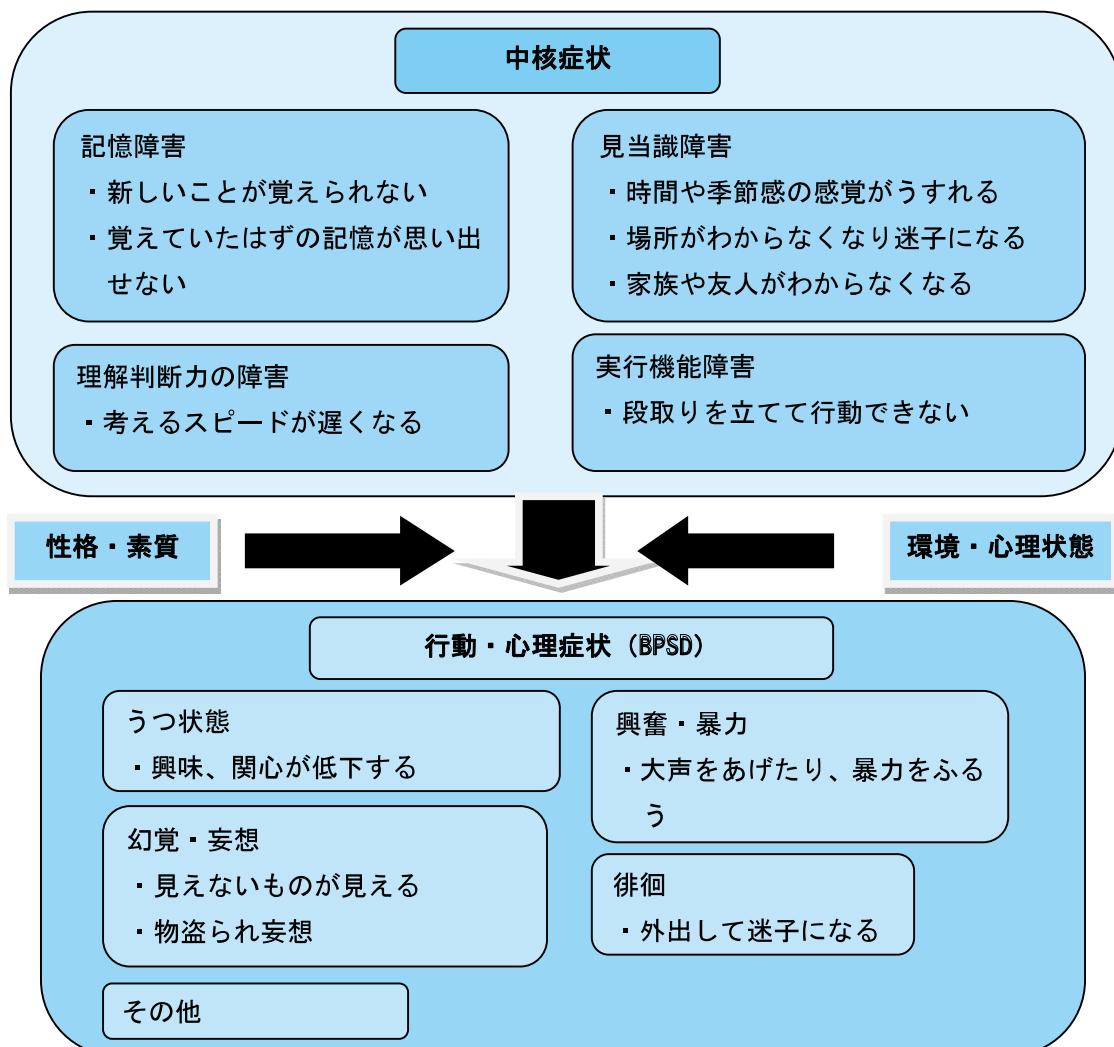
○認知症とは

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで、認知機能（情報を分析したり、記憶したり、思いだしたりする機能等）が低下し、さまざまな生活のしづらさが現れる状態をいいます。

認知症は、めずらしい病気ではなく、誰にも起こり得る病気で、早期発見・早期診断、適切な治療や介護などにより、症状の改善や進行を遅らせることができます。

また、脳の病気や内科的な病気により、認知症状が出現していることもありますので、専門的な医療機関への受診がとても大切です。

症状は脳の細胞がこわれることによって直接起こる**中核症状**と、本人がもともと持っている性格や環境、人間関係などさまざまな要因がからみあって、うつ状態や妄想のような精神症状や、日常生活への適応を困難にする行動上の問題が起こる**行動・心理症状**があります。



○認知症の原因となる主な脳の病気

認知症の原因となる病気には、主に「アルツハイマー病」、「脳血管疾患」、「レビー小体病」、「前頭側頭型認知症」があり、最も多いのがアルツハイマー病で全体の約6割を占めます。

★アルツハイマー型認知症

○どんな病気

脳の神経細胞が広範囲で変性し、その結果、脳全体が萎縮していきます。脳の変性が少しずつ進み、脳全体の機能が低下するため、重症化しやすいとされています。

○特徴的な症状

はじめは記憶障害の症状がみられ、進行すると場所や時間、人物などの認識ができなくなったり、身体的な機能も低下して動きが不自由になります。進行の度合いには個人差があります。

★脳血管性認知症

○どんな病気

脳梗塞や脳出血など脳の血管障害によって、脳細胞に十分な血液がいきわたらなくなり、脳細胞が死滅することによりおきます。

○特徴的な症状

手足のまひや視力障害など神経障害を伴うことが多く、発作を起こした部分の機能は損なわれますが、脳全体の機能の低下は少ないです。

★レビー小体型認知症

○どんな病気

脳の神経細胞に「レビー小体」という特殊なタンパク質が大脳皮質全体に多く出現するので、「レビー小体型認知症」と呼ばれています。脳の側頭葉と後頭葉の萎縮が見られることが特徴です。

○特徴的な症状

アルツハイマーやパーキンソン病に似た症状がみられます。初期からの「幻覚」や睡眠時の大好きな声の寝言や異常な行動がみられることがあります。

★前頭側頭型認知症（ピック病）

○どんな病気

脳の神経細胞が前頭葉と側頭葉を中心に変性しこわれていくことによって、いろいろな症状が出てくる認知症です。

○特徴的な症状

他人に配慮することができないとか、周りの状況にかかわらず自分が思ったとおりに行動してしまう、という性格変化や行動異常がみられます。

○重要です！ 認知症の早期発見、受診、診断、治療

認知症はどうせ治らないという考え方は間違います。

認知症は早期に発見すれば、治療によって進行を遅らせることや、症状を軽くすることができる場合もあります。

また、正常圧水頭症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫などにより認知症状が現れた場合は、脳外科的処置で劇的によくなる場合もありますし、内科的な病気の治療や服薬管理を行うことで認知症状が改善されることもあります。

○MC I（軽度認知障害＝認知症予備軍）を見逃さないで！

健常者と認知症の中間の段階（グレーゾーン）にあたります。

MC I は認知機能（記憶、決定、理由づけ、実行など）のうち 1 つの機能に問題が生じてはいますが日常生活には支障がない状態のことです。

MC I の段階で認知機能の低下にいち早く気づき、生活習慣を見直すなどの予防対策を行うことで症状の進行を阻止することはとても重要です。

○認知症を予防しましょう！

（認知症を防ぐ 10 の心がけ）

1. 塩分と動物性脂肪をひかえたバランスのよい食事を
2. 適度に運動を行い足腰を丈夫に
3. 深酒とタバコはやめて規則正しい生活を
4. 生活習慣病（高血圧、肥満など）の予防・早期発見・治療を
5. 転倒に気をつけよう 頭の打撲に気をつけよう
6. 興味と好奇心をもつよう
7. 考えをまとめて表現する習慣を
8. こまやかな気配りをしたよい付き合いを
9. いつも若々しくおしゃれ心を忘れずに
10. くよくよしないで明るい気分で生活を

- 参考 「認知症ねっと」より -



若年性認知症について

認知症は一般に高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症することもあります。この場合を「若年性認知症」と呼びます。

原因や症状は、高齢者の認知症と基本的には同じですが、高齢者の認知症の原因ではアルツハイマー型認知症が最も多いのに対し、若年性認知症では脳血管性認知症や前頭側頭型認知症、頭部外傷などの割合が高い等の傾向がみられます。

若くして発症すると働き盛りであることが多く、失業などの経済的課題や、配偶者や子どもがいる場合の介護負担や心理的影響も大きくなります。

利用できる制度等について、行政や関係機関に早めに確認すると良いでしょう。

〈参考〉

若年性認知症の人への支援制度等

内 容	問合せ
<p>○自立支援医療（精神通院医療）</p> <p>指定された医療機関での治療に関しては、通院にかかった医療費が1割負担となります。</p> <p>また、本人の収入・世帯の所得に応じて負担の上限が決められています。給付の有効期間は1年間で、更新には手続きが必要です。</p>	福祉総務課 障害福祉係 0833-74-3001
<p>○障害者手帳</p> <p>身体的に問題がなく、アルツハイマー型認知症などの診断を受けた場合には精神障害者保健福祉手帳が申請できます。</p> <p>また、脳血管性認知症などでは麻痺などが残っている場合もあり、身体的な障害が大きければ、身体障害者手帳が申請できます。</p> <p>等級などによって異なりますが、障害者手帳を保持していることで所得税住民税の控除や自動車税の減免、JRバス・タクシー料金の割引などが受けられます。また、再就職ができる状態であれば、障害者枠で働く事ができます。申請は認知症の診断を受けるために受診した日（初診）から6か月後から可能です。</p>	

<p>○傷病手当金</p> <p>病気や怪我のために、休職を余儀なくされた場合に支給される手当金です。</p> <p>病気などで3日以上続けて休んだ時に、4日目から標準報酬日額の2/3の金額を、最長1年半支給してもらえます。</p> <p>医師や事業主の証明が必要となります。</p>	<p>全国健康保険協会（協会けんぽ）または健康保険組合 各勤務先の労務担当</p>
<p>○障害年金</p> <p>病気やけが等で就労の継続が困難となった方に支払われる公的年金です。</p> <p>認知症の診断を受けるために受診した日（初診）から1年半後に申請ができます。（初診時に加入していた年金制度により請求先が変わります。）</p> <p>障害基礎年金は、1級または2級（障害者手帳の等級とは関係ない）の障害状況で、認知症と診断された月の前々月までに、加入している年金の2/3を滞らず納めていることが必要です。</p> <p>受給資格についての細かな条件もあり、医師の診断書などが必要です。</p>	<p>市民課 年金・高齢者医療係 0833-72-1400 徳山年金事務所 0834-31-2150 各共済組合</p>
<p>○住宅ローン支払い免除</p> <p>住宅ローンが残っていても、支払えなくなることもあります。ローン契約内容に特約制度として「高度障害状態」になった場合は、支払いが免除されるなどと規定しているものもあります。</p>	<p>金融機関</p>
<p>○生命保険の高度障害保険金</p> <p>認知症の程度が高度障害と認められれば、死亡保険金と同額が支払われることになります。またその場合、支払い以降の保険は解約となります。ただし、自分で身の回りのことができる状態である間は、これに該当しない場合が多いようです。</p>	<p>加入している保険会社</p>



2 「もの忘れ」のチェックをしてみましょう

<認知症の早期発見のめやす>

◇このチェックリストは、あくまでもおよその目安で、医学的な診断に変わるものではありません。
認知症の診断は、医療機関への受診が必要です。

★ わたしも認知症？（大友式 認知症予測テスト）

	チェック項目	ほとんどない 0点	時々ある 1点	頻繁にある 2点
1	同じことをいつも聞く（または言う）と言われますか？	0	1	2
2	知っている人の名前が思い出せない	0	1	2
3	探しものが多い	0	1	2
4	漢字を忘れる	0	1	2
5	今しようとしていることを忘れる	0	1	2
6	器具の使用説明書を読むのが面倒	0	1	2
7	理由もないのに気がふさぐ	0	1	2
8	以前にくらべ、身だしなみに興味がなくなった	0	1	2
9	外出がおっくうだ	0	1	2
10	物（財布など）が見つからず、誰かがどこかへやったと思うことがある。	0	1	2

※チェックしたら、1～10の合計点を計算しましょう。

合計点

点

<判定結果>

0 ～ 8点

現在のところ心配ありません。健康管理に留意し、積極的な社会活動をしましょう。

9 ～ 13点

注意が必要です。かかりつけ医、地域包括支援センターに相談しましょう。

14～20点

病院受診が必要です。かかりつけ医、認知症専門医療機関に相談しましょう。

★ これって認知症？（出典：公益社団法人 認知症の人と家族の会）

1～20までの項目で該当するものにチェックをしましょう。

● もの忘れがひどい

- 1 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる
- 2 同じことを何度も言う・問う・する
- 3 しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
- 4 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う

● 判断・理解力が衰える

- 5 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
- 6 新しいことが覚えられない
- 7 話のつじつまが合わない
- 8 テレビ番組の内容が理解できなくなったり

● 時間・場所がわからない

- 9 約束の日時や場所を間違えるようになった
- 10 慣れた道でも迷うことがある

● 人柄が変わる

- 11 ささいなことで怒りっぽくなったり
- 12 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- 13 自分の失敗を人のせいにする
- 14 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた

● 不安感が強い

- 15 ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- 16 外出時、持ち物を何度も確かめる
- 17 「頭が変になった」と本人が訴える

● 意欲がなくなる

- 18 下着を替えず、身だしなみをかまわなくなった
- 19 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- 20 ふさぎ込んで何をするのもおっくうがり、いやがる

※チェックした数を確認しましょう。

チェックの数

個

<判定結果>

1個 以下 そんなに心配することはないと思いますが、念のため、かかりつけ医や地域包括支援センターに相談しましょう。

2～3個 健康状態や生活についてのチェックが必要だと思いますので、かかりつけ医や地域包括支援センターの「もの忘れ相談」に相談しましょう。

4個 以上 かかりつけ医、または認知症専門医療機関に相談しましょう。（介護や福祉制度については地域包括支援センターにご相談ください。）

★ その他の「もの忘れチェック」の方法

- 「もの忘れ相談日」で相談しましょう。（毎週水曜日 予約が必要です。）
問合せ 光市地域包括支援センター TEL 74-3002
- 「認知症簡易チェックサイト」でチェックしてみましょう。
 - ・ 光市のホームページからアクセスできます。
 - ・ パソコン URL HP <http://fishbowlinDEX.net/hikari/>
 - ・ QRコード



3 認知症の状態と生活上のポイントを確認しましょう

認知症の状態：「気づき」の段階

ご本人の様子 (症状や行動)	生活上のポイント
○もの忘れがみられ、人の名前や物の名前が思い出せないことがしばしばみられる。	<p>○健康管理をしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医をもち、健康診断を受けるなど健康について相談しましょう。
○会話の中で「あれ」「それ」などの代名詞がよくでてくる。	<p>○適度な運動をしましょう</p> <p>○バランスの良い食事をとりましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に体重を計りましょう。
○日常生活については自立して過せている。	<p>○十分な睡眠をとりましょう</p> <p>○趣味やボランティアを続けましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> 今までしていた趣味やボランティア活動を続けましょう。 外出の機会・回数を減らさないようにしましょう。 <p>○外出しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の人と話をしたり、サロンなどの地域の行事に参加しましょう。 おっくうがらず、なるべく外出するようにしましょう。



ご家族や周囲の人の対応のポイント

「元気がない、行動がおかしい」と思った時は、早めにかかりつけ医や地域包括支援センターなどに相談しましょう。

今後のことを考えてかかりつけ医を持ちましょう。

サロンや趣味の会へ続けて参加できるよう手助けしましょう。

認知症の状態：「軽度」の段階

ご本人の様子 (症状や行動)	生活上のポイント
○買い物で必要なものを必要なだけ買うことができない。	<p>○かかりつけ医や専門医に相談し、服薬が確実にできるようにするなど、健康保持に努めましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医への受診を続けましょう。
○ゴミの分別が難しくなる。	<ul style="list-style-type: none"> 具合が悪いなど、体調の変化を感じたときは、早めに受診をしましょう。
○夕食の段取り、家計の管理ができにくくなる。	<p>○規則正しい生活を送り、援助者を増やしましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則正しい生活を送りましょう。 ご家族に定期的に連絡（電話など）をしましょう。 友人、近所の人、民生委員に助けてもらいましょう。
○大事なものをどこに保管したか思い出せず探し回ることがある。	<p>○介護保険サービスを検討しましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターなどの相談機関に相談しましょう。 生活上の困ったことについて、適切なサービスを受け、今までどおりの生活を送りましょう。
○日常生活で見守りが必要となる。	<p>（介護保険サービス、介護予防サービスなど）</p>

ご家族や周囲の人の対応のポイント

認知症の症状や本人の気持ちを理解しましょう。

本人ができないことをさりげなく手助けしましょう。

家族間で話し合いを持ち、今後の対応（具体的な生活の支援、金銭や財産管理）について決めておきましょう。

認知症の状態：

「中等度」の段階

ご本人の様子 (症状や行動)	生活上のポイント
○季節に合った服を選ぶことができなくなる。	○介護保険サービスを利用しましょう <ul style="list-style-type: none"> ・担当のケアマネジャーと相談し、日常生活が安全に送れるよう適切なサービスを受けましょう。 ・問題が生じた場合はかかりつけ医、地域包括支援センター、家族会（光市認知症を支える会）などのアドバイスを受けましょう。
○服を着る順番が分からなくなる。	○お金の管理や契約について考えましょう <ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理ができなくなる、様々な契約に不安がある、詐欺などにあう恐れがある場合は地域包括支援センターや社会福祉協議会に相談しましょう。
○外出先から、ひとりで戻れなくなることがある。	○見守り支援を積極的に受け、危険から身を守る方法を考えましょう <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の返納について考えましょう。 ・万が一の徘徊などに備えて、身元が分かるものを携行しましょう。（服や持ち物に名前を付ける。GPS機能のある携帯電話を持つ等） ・「ひかり見守りネット」へ登録しましょう。 ・症状に応じた対応を図るため、かかりつけ医や専門医、ケアマネジャー等へ相談しましょう。
	

ご家族や周囲の人の
対応のポイント

認知症への接し方、介護や医療について学んでおきましょう。

本人にできることはなるべく自分でやってもらいましょう。

本人が失敗しても困らないような生活環境づくりをしましょう。

介護が負担にならないよう介護保険サービス等を利用しましょう。

家族会（光市認知症を支える会）などで介護疲れを解消しましょう。

認知症の状態：

「重度」の段階

ご本人の様子 (症状や行動)	生活上のポイント
○歩行が不安定になり、転倒などもふえてくる。	○日常生活全般の支援を受けましょう <ul style="list-style-type: none"> ・食事・入浴・排泄・着替えの支援を受けましょう。 ・家族の介護負担の軽減をはかりましょう。 ・定期的に受診をしましょう。（かかりつけ医の訪問診療や訪問看護も検討しましょう。）
○トイレの場所が分からず失敗することがふえてくる。	○生活環境を整えましょう <ul style="list-style-type: none"> ・安全な環境を整えましょう。 ・可能な範囲で外出をし、生活を楽しみましょう。 ・必要な契約や金銭管理について、ご家族や後見人の支援体制を整えましょう。
○食べ物でない物も口に入れる。	○住まいを選択しましょう <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人やご家族の事情により、介護の場所（自宅か施設）について選択しましょう。 ・選択にあたっては本人の意向に沿うことを優先しますが、関係者の意見を参考にしましょう。
○食事や入浴などひとりでできず介助が必要になる。	
○家族を認識できなくなる。	
○日常生活で常時介護が必要になる。	

ご家族や周囲の人の
対応のポイント

介護する家族の休息を大切にしましょう。ショートステイなども活用しましょう。

家族会（光市認知症を支える会）などで、家族同士が話せる場で話を聞いたり、自分の気持ちを話せる場に参加しましょう。

4 認知症状のある人への対応方法を知りましょう

～困った行動には理由があります～

○財布や通帳を盗んだと家族や友人を疑う



自分でしまい込んだことや、その場所を忘れてしまうのは認知症の中核症状（記憶障害や認知機能低下など）によるものです。そこに不安や葛藤が生じ「盗られた」という周辺症状（妄想）が生まれます。その人が置かれている状況や周囲との対人関係が誘因になるとされます。

認知症の人は、失敗を認めようとしないため自覚はありません。身近で世話をしてくれる人に対して症状をより強く表すという特徴があります。

対処

「盗られた」と騒いでいる人に、それが事実でないと訂正しても意味はありません。また、相手の攻撃に対してまともに反応、反論しても、妄想はより根強いものになるだけです。財布などを探すときにも、なるべく自分で見つけられるように誘導しましょう。

疑われている人は、心に余裕を持ってストレス解消に努めましょう。「家族会」などで悩みを聴いてもらうと良いでしょう。



○ガスの火を消し忘れる



認知症の人は、記憶障害のために、鍋を火にかけたことも、火を消さなかつたことも忘れて覚えていません。

長年主婦として食事の支度をしていた人に、調理を禁止する事は役割を奪うことになり、かえって認知症を悪化させることになります。

対処

認知症の人には、火が出る器具を使えないような工夫をします。調理により何度も鍋を焦がすなど、火事を起こす危険がある場合は、ガス器具などの撤去も必要かもしれません。電磁調理器に変更する方法もありますが、新たに操作を覚えるのは困難な場合もありますので早い段階での対応が必要です。

火を使う作業は無理でも、認知症の人にできる作業（米を研ぐ、野菜を刻む、食器を洗うなど）をしてもらいましょう。

○車の運転をやめようとしない



アルツハイマー型認知症の人は、自分が病気になっているという認識に欠けるところがあり、軽度から中等度の人は身体的な症状がなく、運転に支障がない為、危険性を感じないようです。

また、運転することに生きがいを感じていたり、日常生活に支障があるなど運転をやめられないという事情もあります。



対処

道路交通法の改正で、認知症と診断された人の運転は禁止になっています。

運転をやめてもらうためには、医師から病名と症状を説明をしてもらい、本人が病気について理解を深めながら運転をあきらめるよう仕向けていく方が良いと考えられます。

どう説得しても運転がやめられない場合は、車のカギを隠すなどの強硬手段も止むを得ないこともあるでしょう。その際には、日常生活への支援の検討が必要です。

※「運転卒業証制度（山口県警）」

運転免許を自主返納をされると、「運転卒業証」と「運転卒業者サポート手帳」（65歳以上の方）、「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。「運転免許サポート手帳」を協賛企業・団体に提示することで、各種割引等の様々な支援を受けることができます。

問合せ：山口県警察本部 TEL 083-933-0110
光警察署 TEL 0833-72-0110

○急に攻撃的になったり、暴力をふるう



認知症の人が暴力をふるうときは、どんな心理状態かを考えてみましょう。

相手がしている事が何のためかわからない、相手の行動が今の自分の気持ちにそぐわない行動で理解できない、相手から暴力をふるわれそうな感じをしている、など…

また、言葉がうまく出ない事で、ふがいないと感じたり、日常生活で、不安、焦燥感、被害感がありストレスを感じて暴力をふるうことがあります。

対処

暴力がはじまったときは、介護者はまず「落ち着いて」冷静に対応します。身の危険を感じたら、介護者はその場を離れましょう。

無理やり力ずくで押さえようとすると、本人はますます興奮します。

原則的には、静かに本人に寄り添う気持ちで対応し、認知症の人によい感情を残すようにします。介護者が緊張したりおびえると、切迫感を敏感に感じたり、いらだつ事がありますので注意しましょう

○デイサービスに行くのをいやがる



はじめての場所に行く時は誰でも緊張しますし、ストレスも感じます。知らない場所で知らない人たちに囲まれて過ごすことに本人が不安を感じる事もあるでしょう。

施設での対応に不満があったり、デイサービスでの行事が自分にあわないと感じている場合もあります。

また、被害妄想により家族が、自分をじやまにしてサービスを利用させていると思っているかもしれません。

対処

最近は、様々な目的をもったデイサービスがありますし、お試し利用も可能です。本人がいきいきと過ごせるデイサービスを見つけると良いでしょう。

人と交わることが苦手な人もいますので、最初は家族が付き添って参加し、最後は一人で行けるようにするなどの工夫も必要です。

デイサービスは介護者の介護負担を軽減するサービスでもありますので、本人の気持ちに留意しながら積極的に利用しましょう。

○食事をしたばかりなのに、まだ食べていないと言う



認知症になると、脳にある満腹中枢（おなかがいっぱいになったことを知らせる）が障害されることがあり、本来もっている食欲のコントロール装置が機能しなくなります。

また、記憶障害のため、食べたことそのものを忘れてしまう場合があります。

このようなことから、食べたばかりなのにまた催促するといったことが起こります。

対処

もの忘れがある人に、「今食べたばかり。」と説明しても効果がありません。否定すると、目を盗んで食べたりすることもあります。「今作ってます。」「わかりました。」と肯定的な返事をして様子をみたり、少量のお菓子やお茶などをあげたりする方法もあります。お腹をこわすなどがなければ、あまり神経質にならなくてよいでしょう。過食はいずれ治まります。



お茶を飲んで、少し待ってね。



○変なものが見えたり音が聞こえると近所にどなり込む



「幻覚」は認知症の初期から中期にあらわれますが、加齢のために目や耳が悪くなっていて、錯覚している事もあるので確認が必要です。実際にはない事を、本人は現実に今起こっている事実として見たり、聞いたりしています。不安を感じている場合が多いので「見えない」「聞こえない」と否定されると、自分を否定された、わかつてもらえない悪い感情だけが残ることになり、認知症が悪化する事があります。

対処

認知症の人には、「見えない」「聞こえない」と言っても納得はしません。いっしょに不安の原因を探すふりをして「大丈夫」と肯定する方が安心します。

幻覚は発熱・脱水など体調の悪化により出現することもあるので体調の確認、視力の低下、聴力障害の有無のチェック、また、本人の訴えをよく聞き適切に対応することが重要です。隣人等には、症状を説明し理解してもらうと良いでしょう。

○すぐ、家の外に出ていく（徘徊）



場所の見当識障害があるため、自分の家にいることがわからず、不安感から「家」に帰ろうとします。また、「病院に行こう」と目的をもって家を出ても、記憶が障害されているため、途中でどこに行くのかわからなくなってしまうこともあります。

若い頃の自分に返っていて、「実家に帰る」とか「会社に行く」などと言って出ていくこともあります。

対処

本人は、「思い」があって外に出て行っているので、理屈で説得しても通じません。納得しやすい言葉で、うまく“演じる”ことが大事です。「会社に行く」と訴える人に「今日はお休みですよ」と答えたならうまくいったこともあります。迷子、熱中症、転倒、交通事故などへの配慮をしましょう。服に名前を縫い付けたり見守りのグッズなど、介護保険、福祉などの支援を受けましょう。ご近所の方に、見守りへの協力を願いしてみましょう。「ひかり見守りネット」に登録しましょう。(36ページ参照)

おかしいね？私の家は
どこじゃったろうか？

私と一緒に
帰りましょ
う！



5 支援サービス一覧表（認知症ケアパス）の活用方法を知りましょう

○ 認知症の状態に応じた支援サービス一覧表（認知症ケアパス）の活用のしかた

- ① この一覧表は認知症の発症から症状の進行に応じて、「いつ・どこで・どんなサービスや支援を受ければよいいか」を示しています。
- ② 一覧表を参考にして、ご本人の状況に応じた支援やサービスについてケアマネジャーなどと相談しながら調整しケアプランを立てましょう。
- ③ 作成したケアプランの内容を、35ページの『「わたし」の資源マップを作りましょう！』に記入してみましょう。
- ④ 資源マップを確認し、認知症の方の生活を支えるために、不足しているもの・あつたらよいと思う「サービスや資源」「将来に備えた対応」等について、地域包括支援センター、高齢者支援課、社会福祉協議会、介護保険サービス事業所、認知症を支える会等を交えて話し合ってみましょう。

○ 認知症の状態に応じた支援サービス一覧表（認知症ケアパス）の見かた

認知症の状態		軽度	⇒	中度	⇒	重度
認知症による生活への影響	支援の内容	認知症が疑われますが日常生活に大きな支障はありません	認知症状はありますが周囲の少しの見守りがあれば日常生活を送ることが出来ます	ひとりでの生活は難しいけれど声かけや誘導など人の手助けにより日常生活を送ることが出来ます	ひとりでの生活が困難になって日常生活全般に人の手助けや介護が必要です	日常生活全般が困難になり常に介護が必要です
		もの忘れはありますが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め日常生活は普通に送れます	買い物物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立しています	服薬管理ができない、電話の応対や、訪問時の対応などが1人では難しくなります	着替えや食事、トイレ等がうまくできなくなります	ほぼ寝たきりで意思の疎通が難しくなります
相談しよう			例	【1】地域包括支援センター		
認知症を理解しよう						
認知症の予防・悪化の防止をしよう			「認知症の疑い」から「常に介護が必要」までの生活への影響に応じて対応するサービス等が記載されています。			
出かけよう・ふれあおう						
社会での役割をもとう・生きがいをもとう						
受診・療養をしよう						
介護保険サービスを利用しよう						
地域で高齢者を見守ろう		目的ごとに、生活中に必要な支援やサービスを分類しています。				
福祉の制度を利用しよう						
権利擁護のための支援を受けよう						
安心して生活しよう						

各種支援サービスの内容や問合せ先は、19ページからの「支援サービス一覧表（認知症ケアパス）のサービスや社会資源を知りましょう」に掲載しています。
例えば、**例**「地域包括支援センター」については【1】でその説明を記載しています。



6 支援サービス一覧表（認知症ケアパス）で確認しましょう。

《認知症の状態に応じた支援サービス一覧表（認知症ケアパス）》

認知症の状態に応じて利用できる様々な支援（サービス）を一覧でみることができます。認知症の状態でのサービスはあくまで目安です。

その1

★図の見方：番号【1】～【72】がサービスの番号です。
サービスについての説明は、19～29ページに記載してあります。

認知症の状態 認知症による生活への影響 支援の内容	軽 度 ⇒	中 度 ⇒	重 度		
	認知症が疑われますが日常生活に大きな支障はありません もの忘れはありますが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め日常生活は普通に送れます	認知症状はありますが周囲の少しの見守りがあれば日常生活を送ることが出来ます 買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立しています	ひとりでの生活は難しいけれど声かけや誘導など人の手助けにより日常生活を送ることが出来ます 服薬管理ができない、電話の応対や、訪問時の対応などが1人では難しくなります	ひとりでの生活が困難になって日常生活全般に人の手助けや介護が必要です 着替えや食事、トイレ等がうまくできなくなります	日常生活全般が困難になり常に介護が必要です ほぼ寝たきりで意思の疎通が難しくなります
 気軽に相談しよう (健康・認知症・介護・生活などについて)	 【1】地域包括支援センター（認知症地域支援推進員の設置） 【2】在宅介護支援センター 【3】居宅介護支援事業所・介護支援専門員（ケアマネジャー） 【4】もの忘れ相談日（もの忘れ相談プログラム） 【5】認知症簡易チェックサイト 【6】光市認知症を支える会（福寿草の会光） 【7】山口県認知症コールセンター 【8】公益社団法人全国認知症の人と家族の会 【9】若年性認知症コールセンター				
 認知症を理解しよう (健康・認知症・介護予防・介護保険などについて)	 【10】認知症サポートー登成講座 【11】出前講座（くりんぐ光） 【12】認知症予防講演会 【13】口腔機能向上講演会				
 認知症の予防・悪化の防止をしよう (介護予防講座・教室について)	 【14】運動器機能向上等事業（介護予防けんき俱楽部） 【15】介護予防生きがいデイサービス 【16】認知症予防教室（脳力アップセミナー） 【17】いきいきにこにこ教室・ふれあいの家 【18】食生活改善事業（栄養調整教室、訪問栄養指導）				
 出かけよう・ふれあおう (社会参加、生涯学習の場について)	 【19】地域ふれあいサロン 【20】老人クラブ 【21】老人憩いの家 【22】認知症カフェ（おれんじカフェえがお）				
 社会での役割をもどう・生きがいをもどう (能力を生かした活動の場について)	 【24】ひかりふれ愛ポイント事業（光市介護支援ボランティアポイント制度） 【25】シルバーハウスセンター				
 受診・療養をしよう (市内の病医院、認知症専門医療機関等について)	 【26】かかりつけ医（※20ページ「一覧表」） 【27】認知症専門医療機関・【28】歯科診療所（※37ページ「一覧表」） 【29】薬局（※33ページ「一覧表」） 【30】訪問看護（医療） 【31】救急・療情報ホルダー	「認知症の相談ができる医療機関」参照 「認知症疾患治療センター」（※31ページ「一覧表」） 「認知症の診断ができる専門医療機関」「認知症疾患治療センター」参照 「認知症の人の歯科診療ができる医療機関」参照 「について相談できる薬局」参照			

支援サービス一覧表で確認しよう

認知症の状態	軽度 ⇒	中度 ⇒	重度
認知症による生活への影響	認知症が疑われますが日常生活に大きな支障はありません	認知症状はありますが周囲の少しの見守りがあれば日常生活をが出来ます送ること	ひとりでの生活は難しいけれど声かけや誘導など人の手助けにより日常生活を送ることが出来ます
支援の内容	もの忘れはありますが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め日常生活は普通に送れます	買い物物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立しています	服薬管理ができない、電話の応対や、訪問時の対応などが1人では難しくなります
	介護保険を利用しよう (介護保険のサービスについて) ※介護保険サービスは、介護予防や生活支援を目的として提供されます。介護支援専門員と十分な調整を行いましょう。		<p>【3.3】通所リハビリテーション（デイケア）・ 【3.4】通所介護（デイサービス） 【3.5】訪問リハビリテーション 【3.6】訪問介護（ホームヘルプ） 【3.7】短期入所生活介護（ショートステイ） 【3.8】訪問看護・ 【3.9】居宅療養管理指導 【4.0】住宅改修費支給・ 【4.1】福祉用具貸与及び特定福祉用具購入 【4.2】訪問入浴介護 【4.3】認知症対応型通所介護・ 【4.4】小規模多機能型居宅介護・ 【4.5】認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 【4.6】介護老人保健施設 【4.7】介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 【4.8】介護療養型医療施設（療養病床） 【4.9】介護相談員派遣事業</p>
	地域で高齢者を見守ろう (高齢者を見守るための活動について)	<p>【5.0】民生委員・児童委員、福利員等による見守り 【5.1】老人クラブ・友愛訪問 【5.2】認知症に優しいお店※34ページ 一覧表「認知症に優しいお店」参照 【5.3】市内事業所との協定による高齢者見守り活動 【5.4】徘徊経路訓練</p>	<p>【5.5】ひかり見守りネット（徘徊高齢者申込登録）</p>
	福祉の制度を利用しよう (介護保険以外の福祉制度について) ※障害者手帳をお持ちの方は、障害者福祉法による福祉サービスの適用となる場合もあります。障害福祉係にお問い合わせ下さい。	<p>【5.6】緊急通報装置の設置 【5.7】食の自立支援事業（配食サービス） 【5.8】短期宿泊サービス事業 【5.9】日常生活用具貸付（地域支事業）</p>	<p>【6.0】訪問理美容サービス 【6.1】寝具乾燥消毒サービス 【6.2】在宅でできるトリフォット付きタクシーサービス 【6.3】介護用品貸付 【6.4】家族介護慰労事業</p>
	権利擁護のための支援を受けよう (権利や財産保護、虐待等の予防について)	<p>【6.6】高齢者権利擁護啓発事業 【6.7】成年後見制度利用支援 【6.8】地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）</p>	
	安心して生活しよう (安全ができるだけ自立した生活を送るために住まいについて)	<p>【6.9】養護老人ホーム 【7.0】軽費老人ホーム（ケアハウス） 【7.1】有料老人ホーム 【7.2】サービス付き高齢者住宅</p>	

7 支援サービス一覧表（認知症ケアパス）のサービスや 社会資源を知りましょう

支援サービス（認知症ケアパス）一覧表の番号【 】をご覧ください。

主な問い合わせ先一覧表	
光市地域包括支援センター	電話 0833-74-3002
光市高齢者支援課介護保険係	電話 0833-74-3003
光市高齢者支援課高齢福祉係	電話 0833-74-3003
光市社会福祉協議会	電話 0833-74-3020
光警察署 生活安全課	電話 0833-72-0110



気軽に相談しよう（【1】～【9】）

【1】 地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口です。

「要支援」の認定を受けた人や介護予防事業を利用する人の支援や調整を行う他、介護や福祉に関する様々な相談に応じ、関係機関等と連携することによって、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援します。また、高齢者の権利を守るため、虐待防止への取り組みや成年後見制度の活用に関しての相談などもお受けします。

地域包括支援センターには、認知症に関わる事柄について総合的・継続的に支援を行う認知症地域支援推進員を配置しています。

問合せ：地域包括支援センター 電話 0833-74-3002

光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センター あいぱーく光 ⑤番窓口

【2】 在宅介護支援センター

地域包括支援センターよりもさらに身近な介護等の相談窓口として各圏域に1か所（市内4か所）設置しています。

問合せ：

西部在宅介護支援センター	浅江地区担当	電話 0833-72-8080
しまた在宅介護支援センター	島田・三井・上島田・周防地区担当	電話 0833-76-0076
東部在宅介護支援センター	室積・光井 地区担当	電話 0833-79-0777
やまと苑在宅介護支援センター	大和地域担当	電話 0820-48-5588

【3】 居宅介護支援事業所・介護支援専門員（ケアマネジャー）

居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、在宅で介護保険で受けられるサービスや福祉のサービスなどの紹介、調整（プラン作成）などを行い、要介護者が適切な支援が受けられるよう調整を図ります。

【4】もの忘れ相談日（もの忘れ相談プログラム）

もの忘れや意欲の低下が気になる人の相談に応じ、認知症やMCI（軽度認知障害）の方へ早めに対応し、健康や介護予防、生活支援、医療、介護サービスについてのアドバイスを行い、認知症の予防や悪化防止を図ります。

問合せ：地域包括支援センター 0833-74-3002

【5】認知症簡易チェックサイト「これって認知症？」「わたしも認知症？」

パソコンや携帯電話、スマートフォンで簡単に認知症チェックができます。

パソコンの人は URL (<http://fishbowlinDEX.net/hikari/>)をご利用ください。

QRコード



光市ホームページ (<http://www.city.hikari.lg.jp/>) からもアクセスできます。

【6】光市認知症を支える会（福寿草の会光）

認知症という病気に対する周囲の無理解や偏見をなくし、同じ介護をする者同士、不安や苦労を語りあい、お互いを支えあう会です。

主な活動は、家族の集い、研修会、認知症カフェの開催などがあります。

○家族の集い 毎月1回（第1木曜日）10時30分～15時 あいぱーく光など

○おれんじカフェ 毎月1回（第3土曜日）10時～15時

※ 開催日、場所は変更になることがあります。

問合せ 会長 山下悦子

電話 0833-72-7337

地域包括支援センター

電話 0833-74-3002

【7】山口県認知症コールセンター

電話で認知症に関する相談ができます。

相談時間 土日・祝日・年末年始を除く 月・水・金曜日 10時～16時

問合せ 電話 083-924-2835

【8】公益社団法人全国認知症の人と家族の会 (<http://www.alzheimer.or.jp/>)

会員同士はげまし合い助け合って、認知症があつても安心して暮らせる社会を目指して活動している、全国組織です。

問合せ 山口県支部 電話相談 月～金 10～16時

電話 083-925-3731

【9】若年性認知症コールセンター (<http://y-ninchisytel.net/>)

電話で若年性認知症に関する相談ができます。

相談時間 年末年始祝日を除く 月～土曜日 10時～15時

問合せ 電話 0800-100-2707 (フリーコール)



認知症を理解しよう(【10】～【13】)

問合せ：地域包括支援センター 電話0833-74-3002

【10】認知症サポーター養成講座

認知症の人への正しい接し方を学び、自分のできる範囲で認知症の人とその家族をサポートする認知症サポーターの養成講座を開催します。キャラバン・メイトが講師になります。

【11】出前講座（創りんぐ光）

市の施策や制度をはじめ、健康や介護予防など、市民が希望する内容について、担当職員が講師となって出向きお話をします。10名程度が集まれば実施できます。

【12】認知症予防講演会

市民を対象にした、認知症や認知症予防についての講演会です。(年1回開催します)

【13】口腔機能向上講演会

市民を対象にした、歯や口など、口腔機能の向上を図るための健康講座です。(年1回開催します)



認知症の予防・悪化の防止をしよう(【14】～【18】)

問合せ：地域包括支援センター 0833-74-3002

各地区在宅介護支援センター (19ページ参照)

【14】運動器機能向上等事業（介護予防げんき倶楽部）

介護予防が必要な高齢者が、身体の運動機能、飲み込みなどの口腔機能、栄養改善、もの忘れなど認知機能の低下予防を目的とした教室です。週1回3か月間（12回程度）、機能低下を予防するための運動をしたり栄養等の知識を得ることで、介護予防を図ります。

参加料：500円～600円/回

【15】介護予防生きがいデイサービス

介護予防が必要な高齢者が、週1回、「三島温泉健康交流施設」等で、健康体操、脳のトレーニング、レクリエーションなどを行い、楽しみながら介護予防を図ります。

参加料：600円程度

【16】認知症予防教室（脳力アップセミナー）

50歳以上の市民を対象にした、脳の活性化を目的として、新しいことを学び挑戦する講座です。運動、栄養、こころの健康について学び、健康な高齢期を目指します。

参加料：無料 ※材料費等 実費負担が必要です。

【17】いきいきにこにこ教室・ふれあいの家

元気で健康な生活が送れるよう、65歳以上の方を対象にした高齢者向けの体操などを行う教室

です。

実施場所：各地区公民館・憩いの家等

実施回数：1～2回/月

参加料：無料 ※スポーツ安全会費として年会費 100円

【18】食生活改善事業（栄養料理教室、訪問栄養指導）

（栄養調理教室）光市食生活改善推進協議会や光市地域活動栄養士会が実施する調理教室で介護予防のための食事についての知識を学ぶ教室です。

参加料：無料 ※食材料費実費

（訪問栄養指導）高齢者およびその家族を対象に栄養士が家庭を訪問し、個々の状態に合わせた栄養・調理指導を行います。

利用料：無料 ※食材料費実費



出かけよう・ふれあおう（【19】～【23】）

【19】地域ふれあいサロン

地域の「仲間づくり」を行う活動で、家に閉じこもりがち、話し相手がないといった不安や悩みを持っている人に声をかけて「楽しく」「気軽に」「無理なく」過ごせる場をつくり、地域での自主的な活動を行うことで、介護予防を目指します。

サロンの新規立ち上げについての相談支援も行っています。

問合せ：社会福祉協議会 0833-74-3020

【20】老人クラブ

地域の高齢者（60歳以上）がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体です。ボランティアや各種学習会、スポーツ、趣味などのクラブ活動を通じて、積極的に生きがいづくりや健康づくりを行っています。

会員同士の見守り活動としての「友愛訪問」を行っています。

問合せ：光市老人クラブ連合会事務局（社会福祉協議会内：0833-74-3073）

【21】老人憩いの家

高齢者福祉の増進のために、高齢者の休養の場及びレクリエーション等の場として利用されています。市内には「東部憩いの家」「西部憩いの家」があり、60歳以上の人ならどなたでも、カラオケ・ヘルストロン・マッサージ器・囲碁・将棋・入浴などが利用ができます。

問合せ：高齢福祉係 0833-74-3003

西部憩いの家 0833-71-6380

東部憩いの家 0833-78-0815

【22】認知症カフェ（おれんじカフェ えがお）

認知症の人やその家族、地域の人、専門職等の誰もが気軽に参加できる集いの場所です。光市認知症を支える会が「おれんじカフェ えがお」を、毎月1回開催しています。

問合せ：光市認知症を支える会（福寿草の会光）

山下 0833-72-7337

堀永 0833-71-1633

浜本 0820-48-3480

【23】家族介護者交流会

在宅で生活をする要介護者を介護している家族を、介護から一時的に解放し、交流会を通して介護者相互の交流を深めることで心身の疲労回復を図り、在宅介護の継続につなげます。

問合せ：高齢福祉係 0833-74-3003



社会での役割をもとう・生きがいをもとう（【24】～【25】）

【24】ひかりふれ愛ポイント事業（光市介護支援ボランティアポイント制度）

介護支援ボランティア活動により、社会貢献活動に関わり、元気な高齢者の増加及び生きがいをもって生活できることを目的としています。活動によりポイントが付与され、申請によりポイントを換金することができます。

問合せ：社会福祉協議会 0833-74-3025

【25】公益社団法人光市シルバー人材センター

高齢者が長年培った経験や知識・技能を活かして働くことにより、生きがいを得るとともに地域社会に貢献することを目的としています。

問合せ：公益社団法人 光市シルバー人材センター 0833-71-0940



受診・療養をしよう（【26】～【32】）

【26】かかりつけ医

体調の管理や、病気の治療・予防など、自分や家族の健康に関して、日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれます。

もの忘れが気になり始めたら、まずはかかりつけ医に相談しましょう。必要に応じて専門の医療機関を紹介してもらえます。

問合せ：一覧表 ①：30ページ

【27】認知症専門医療機関

精神科医療機関は、もの忘れ外来、精神科、神経科、神経内科、心療内科で、認知症の確定診断をしたり、認知症に伴っておこる精神症状（不眠や気分の不安定、暴力、興奮状態等）の治療を行っています。

問合せ：一覧表 ②：31ページ

【28】認知症疾患医療センター

認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付などを行う専門医療機関です。県が指定する病院に設置しています。

問合せ：一覧表 ②：31 ページ

【29】歯科診療所

認知症の方、受診のできない寝たきりの方、障がいのある方についての診療ができる歯科診療医療機関です。

問合せ：一覧表 ③：32 ページ

【30】薬局

薬局では、服薬管理や残薬整理など薬に関する相談に応じています。「かかりつけ薬局」を持ち、薬についての気になることや困ったことについて相談をしましょう。

問合せ：一覧表 ④：33 ページ

【31】訪問看護（医療）

在宅で療養している方のお宅に、医師の指示を受けた看護師が訪問し、診療補助や療養の世話をします。

【32】救急医療情報ホルダー

救急車を呼ぶなどの「もしも」のときの安全と安心を守るものです。

自宅で具合が悪くなり、症状などを説明することができない場合に、救急隊や医療機関等がホルダーに保管された本人の医療情報や親族の連絡先を確認することで、適切ですばやい救命処置に役立てます。

問合せ：高齢福祉係 0833-74-3003



介護保険を利用しよう（【33】～【49】）

介護保険についての問合せ：介護保険係 0833-74-3003

介護保険「要介護・要支援認定」を受けている方のためのサービスです。

「あしたも笑顔 介護保険」のパンフレット及び「光市内事業所一覧」をご覧ください。

【33】通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関等に通って（送迎も含む）、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けます。

【34】通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に通って（送迎も含む）食事や入浴、健康チェック、日常生活訓練を日帰りで受けます。

【35】訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーション（機能訓練）を行います。

【36】訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助

を行います。

【37】短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間、介護保険施設や医療施設等に入所して日常生活上の支援や機能訓練を受けることができます。

【38】訪問看護

疾病等により看護が必要な人に対し、看護師や保健師が訪問により診療補助や療養の世話を行います。

【39】居宅療養管理指導

医師又は歯科医師等が居宅を訪問し、利用者及び家族等に対する介護サービスを利用するまでの留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。

【40】住宅改修支給

手すりの取り付け、段差の解消、床材変更など、小規模な住宅改修について20万円を上限に償還払い（利用者が費用の全額を一旦支払い、後で市町村から費用の一部払い戻しを受ける）で費用の支給が受けられます。

【41】福祉用具貸与及び特定福祉用具購入

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、10万円を上限に償還払い（利用者が費用の全額を一旦支払い、後で市町村から費用の一部払い戻しを受ける）で費用の支給が受けられます。

【42】訪問入浴介護

看護や介護職員が浴槽を積んだ入浴車等で訪問し、居室内へ浴槽を持ち込み、入浴の介助を行います。

【43】認知症対応型通所介護

認知症高齢者がデイサービスを行う施設などに通い、日常生活の世話や機能訓練等のサービスを提供します。

【44】小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供します。

【45】認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で、介護を受けることができます。

【46】介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアをします。

【47】介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で在宅では介護が困難な高齢者（原則 要介護3以上）が入所して、日常生活の介護や健康管理が受けられます。

【48】介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療を終え、病状は安定しているものの、長期の療養が必要な方が対象の施設です。

【49】介護相談員派遣事業

介護相談員とは、介護保険サービスを利用している人からの苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政との間に立って、問題解決に向けた手助けをします。



地域で高齢者を見守ろう（【50】～【55】）

【50】民生委員・児童委員、福祉員等による見守り

民生委員・児童委員、福祉員等は、地域の中での相談役で、ひとり暮らしや高齢者ふたり暮らし等の見守りを行います。

問合せ：社会福祉協議会 電話0833-74-3020

【51】老人クラブ 友愛訪問

老人クラブ会員が、地域の高齢者などを訪問し相談相手になります。

問合せ：光市老人クラブ連合会事務局（社会福祉協議会内：0833-74-3073）

【52】認知症に優しいお店

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の人に優しいまちづくりに賛同しているお店です。

問合せ：地域包括支援センター 電話0833-74-3002 一覧表⑤：34ページ

【53】市内事業所との協定による高齢者見守り活動

地域の住民と日常的に関わりをもつ民間事業者が、通常業務の中で高齢者の見守り活動を行うとともに、高齢者の異変等を発見した場合に市に連絡し、必要な対応を行います。

問合せ：地域包括支援センター 電話0833-74-3002

【54】徘徊模擬訓練

地域の中で、認知症高齢者の方が徘徊されたと想定して、認知症の方への声かけや連絡体制についての訓練を行います。

問合せ：地域包括支援センター 電話0833-74-3002

【55】ひかり見守りネット（徘徊高齢者事前登録）

徘徊の恐れのある高齢者の情報を、市地域包括支援センターに事前に登録し、日ごろの見守りを行います。その高齢者が行方不明になった場合には光警察署等と情報の活用を図り、安全を確保します。

問合せ：地域包括支援センター 電話0833-74-3002

参考：36ページ



福祉の制度を利用しよう(【56】～【65】)

【56】～【64】のサービスについては、該当要件がありますので、詳しいことはお問合せ下さい。

問合せ：高齢福祉係 電話0833-74-3003

【56】緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの高齢者等に、急病など万一の場合にボタンを押すと消防署などへの通報や相談ができる通報装置を貸与または給付します。

地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

【57】食の自立支援事業（配食サービス）

虚弱高齢者などで調理が困難で栄養状態の改善が必要な人に対し、栄養士の食生活指導や病状に合った夕食を自宅まで届けます。

【58】短期宿泊サービス事業

一時的に援護が必要になった高齢者に対し、養護老人ホーム等の空き部屋を利用して、短期間（1週間程度）宿泊することができます。

【59】日常生活用具給付

低所得のひとり暮らしの高齢者等に対し、日常生活に必要な用具（火災報知機、自動消火器、電磁調理器）を給付します。

【60】訪問理美容サービス

在宅で寝たきり、障害、傷病等のため理美容院に出向くことが困難な高齢者等の居宅へ訪問し、理美容のサービスを提供します。

【61】寝具乾燥消毒サービス

老衰、障害、疾病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な在宅の寝たきり高齢者や重度障害者に対して、寝具類の乾燥・消毒を行います。地域の民生委員・児童委員が窓口になります。

【62】在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業

在宅の寝たきり高齢者に対し、リフト付きタクシーを利用する場合、初乗り料金を助成します。

【63】介護用品給付

在宅で生活する要介護4・5に該当する高齢者を常時介護している家族等に対し、介護用品券を給付します。

【64】家族介護慰労事業

在宅で生活する要介護4・5に相当する高齢者を過去1年間に介護保険給付を受けずに常時介護している家族に対し慰労金を支給します。

【65】にこにこサービス

日常生活に何らかの支援を必要としている世帯へ協力会員を派遣し、低額で家事支援を行う会員制の福祉サービスです。

問合せ：社会福祉協議会 電話0833-74-3020



権利擁護のための支援を受けよう（【66】～【68】）

【66】高齢者権利擁護啓発事業

高齢者や認知症高齢者等の権利擁護や虐待予防への理解を深めるための講演会です。年1回行います。

問合せ：地域包括支援センター 電話0833-74-3002

【67】成年後見制度利用支援

認知症などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。制度についての説明や利用をするに当たっての支援を行います。

相談先	電話番号
山口家庭裁判所周南支部	0834-21-2698
地域包括支援センター	0833-74-3002
成年後見センター・リーガルサポート 山口支部	083-924-5220
日本社会福祉社会権利擁護センターばあとなあ山口	083-928-6644
山口県弁護士会	0570-064-490
山口県法人成年後見支援センターらいふサポートやまぐち (山口県社会福祉協議会内)	083-924-2777(代)
中国税理士会山口県支部連合会(松田明事務所内)	083-28-3311

【68】地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

日常生活上の判断が十分でない認知症の高齢者、知的・精神に障害のある方々の不安と一緒に解決し、地域で安心して暮らしていただけるように支援するサービスです。

(例：通帳や印鑑を紛失する。訪問販売で必要なない物を買ってしまう。家賃や公共料金の支払いができないなど。)

問合せ：社会福祉協議会 電話0833-74-3020



安心して生活しよう(【69】～【72】)

施設、有料ホーム等についての問合せ：地域包括支援センター 0833-74-3002

※入居に際しては、入居条件・サービス内容・費用が、介護度や所得等により変わる場合がありますので、担当ケアマネジャー等に相談されるとよいでしょう。

【69】養護老人ホーム

身寄りがない、または家族があっても何らかの事情があつて同居できない高齢者に対して、低額で食事の提供などの生活の支援を行う施設です。

【70】軽費老人ホーム（ケアハウス）

家庭での生活が困難な高齢者が、低料金で、食事や日常生活のサポートが受けられる施設です。

【71】有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者が暮らしやすいように配慮した「住居」となっています。有料老人ホームでのサービスや入居に際しての条件は各施設で違いますので直接お問い合わせください。

【72】サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、介護・医療の連携により高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。入居に際しての条件等は各施設で違いますので直接お問い合わせください。

【26】認知症の相談ができる医療機関

医療機関名		所 在 地	電話番号 (0833)	受付時間	予約・休診日	その他の情報	
						認知症 専門医	認知症 サポート医 注1
浅江	あきよし心療内科 クリニック	虹ヶ浜三丁目16-30	74-1177	9:00~12:30 14:00~18:00	要予約 木 休診 土 午後休診	心療内科 精神科 内科	
	兼清外科	浅江三丁目1-25	71-0800	8:30~12:00 15:00~18:00	木・土 午後休診		
	河内山医院	大字浅江木園1340-1	71-1040	8:30~12:00 14:00~18:00	木・土 午後休診		
	五嶋内科 クリニック	木園一丁目5-31	72-0800	9:00~19:00			
	佃医院	虹ヶ丘一丁目13-10	71-0816	8:30~18:00	木・土 午後休診		
	光市立 光総合病院	虹ヶ浜二丁目10-1	72-1000	水のみ 8:15~11:30	要予約	神経科	
	光内科消化器科	浅江二丁目12-3	72-0010	14:00~18:00	木・土 午後休診		
	ひかり皮フ科 クリニック	木園一丁目8-3	74-1112	9:00~12:00 14:00~18:00	木・土は13:00まで		
	守友医院	浅江一丁目17-20	72-2010	8:30~12:00 14:00~18:00	木 午後休診 土 17:00まで		
島田 ・三井 ・上島田 ・周防	いのうえ内科 クリニック	島田六丁目13-26	74-2211	8:30~12:30 14:30~18:00	木 休診 土 午後休診		
	医療法人愛命会 大田病院	島田五丁目3-1	77-0621	8:30~11:00 13:00~15:00	土 休診	精神科 神経科	
	河村循環器 神経内科	三井六丁目18-1	77-0606	9:00~12:00 14:00~18:00	木・土 午後休診		○
	多田クリニック	島田一丁目1-21	74-2960	8:30~12:30 14:00~18:00	土 午後休診		
	光中央病院	島田二丁目22-16	72-0676	8:30~12:00	木 休診 事前電話問合せ		○
	光武医院	小周防1633-1	77-3800	8:30~17:30	要予約 木・土は12:00まで		
	吉村医院	島田2丁目4-33	71-0111	事前に電話で 問い合わせ	火 午前休診 木休診		
室積 ・光井	市川医院	中央三丁目2-26	72-5700	8:30~12:00 14:00~17:00	要予約 木 午後休診 土 16:00まで		
	たけなか医院	室積中央町5-5	78-0074	8:30~12:30 14:00~18:00	土 午後休診		
	田村医院	室積大町22-20	79-1231	8:30~12:00 14:00~18:00	木午後休診		
	平岡医院	室積松原4-7	79-1500	8:15~18:00	木・土午後休診		
	広田医院	中央二丁目15-1	71-0225	9:00~12:00 15:00~18:00	要予約 木 午後休診 土 17:00まで		
	松村医院	室積二丁目14-14	79-2222	月水金 14:30~18:00			
大和	光市立 大和総合病院	大字岩田974	(0820) 48-2111	8:30~11:00 木のみ 13:00~15:00	土 休診 木は神経内科	神経内科	

注1)かかりつけ医の認知症の治療等に対して技術的助言や支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携役となる医師のこと

【27】認知症の診断ができる専門医療機関
 (「山口県周南圏域 認知症地域資源マップ」より抜粋)

受付時間、休診日等、詳細は各医療機関にお問合せください。

医療機関名		診療科名	所在地	電話
下松市	のぞみ医院	精神科 心療内科	下松市望町一丁目9-10	0833-45-0550
周南市	徳山中央病院	もの忘れ外来	周南市孝田町1-1	0834-28-4411(代表)
	徳山静養院	精神科 心療内科	周南市五月町13-1	0834-31-1734
	医療法人愛命会 泉原病院	精神科	周南市泉原町10-1	0834-21-4511
	土生クリニック	精神科	周南市糸町2-26	0834-22-0780
	岸本医院	精神科 心療内科	周南市久米東神女3201-1(メディビル3階B)	0834-26-2191
	原田医院	精神科 心療内科	周南市古川町9-8	0834-62-1500
	ふじもとメンタル クリニック	心療内科 精神科	周南市有楽町23番地 (近鉄徳山ビル2階)	0834-33-3111
柳井市	増本クリニック	精神科 神経内科	柳井市天神18-9	0820-23-3121
	恵愛会 柳井病院	精神科 内科	柳井市柳井1910-1	0820-22-1002
	国立病院機構 柳井医療センター	神経内科	柳井市伊保庄95	0820-27-0211(代表)
	周東総合病院	神経内科 精神科	柳井市古開作1000-1	0820-22-3456(代表)

【28】認知症疾患医療センター

1 認知症疾患医療センターとは

認知症疾患医療センターとは、認知症患者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活するための支援の一つとして、都道府県や政令市都市が指定する専門医療機関です。

2 認知症疾患センターの事業内容

認知症疾患センターでは以下の業務を行っています。

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| (1) 患者・家族等からの電話・面談による相談 | (2) 医療機関等の紹介 |
| (3) 鑑別診断とそれに基づく初期対応 | (4) 身体合併症・周辺症状への急性期対応 |
| (5) かかりつけ医等への研修会の開催 | (6) 認知症疾患医療連携協議会の開催 |
| (7) 認知症に関する情報発信 | (8) 地域包括支援センターなど介護サービスとの連携 |

医療機関名	所在地	相談窓口電話
医療法人愛命会泉原病院	周南市泉原町10-1	0834-21-6817(要予約)
国立病院機構 柳井医療センター	柳井市伊保庄95	0820-27-0321(要予約)
山口県立 こころの医療センター	宇部市大字東岐波4004-2	0836-58-5950(要予約)

【29】認知症の人の歯科診療ができる医療機関

光市歯科医師会

歯科医療機関名		所在地	電話番号	受付時間	休診日	在宅訪問・障害者歯科診療	訪問診療時間
浅江	あさえ歯科クリニック	浅江四丁目1-19	48-8241	9:30~12:40 14:30~18:40 土14:30~17:40	木 午後	障がい	
	儀本歯科医院	浅江三丁目25-9	72-4200	8:30~12:00 13:30~18:00 火金13:30~15:30	木・土午後	在宅、障がい	電話にて要相談
	諏訪歯科医院	浅江三丁目20-1	72-5755	9:00~12:00 13:30~18:00 土13:00~17:00	木 午後	在宅、障がい	電話にて要相談
	中川歯科医院	宮の下11-6	72-8049	9:00~12:00 14:00~17:00	木・土午後	在宅、障がい	電話にて要相談
	平田歯科医院	虹ヶ丘一丁目19-1	72-8148	9:00~12:00 14:00~18:30	木 午後		
島田 ・ 三井 ・ 上島田	大上歯科医院	島田四丁目11-15	71-4606	9:00~13:00 14:30~18:00	木 終日	在宅、障がい	木 午前
	しまた歯科医院	島田二丁目11-6	72-5545	9:30~11:30 14:00~18:00	月	障がい	
	よしはら歯科クリニック	上島田三丁目10-15	76-0820	9:00~13:00 15:00~19:00	木・土午後	在宅、障がい	電話にて要相談
光井	すずき歯科医院	光井四丁目34-8	71-4144	9:00~12:00 13:30~18:00	木・土午後	障がい	電話にて要相談
	佃歯科医院	光井九丁目10-10	72-5337	9:00~12:30 14:00~18:30	木 午後	障がい	
	藤本歯科診療所	中央五丁目11-7	71-1342	9:00~13:00 14:00~18:30 土 14:00~17:00	木 午後	在宅	木 14:00~ 土 17:00~
	みなみ歯科医院	中央三丁目1-5	72-8888	9:00~12:00 14:00~18:00	木・土午後		
	森本歯科医院	光井三丁目11-11	71-1698	9:00~12:00 14:00~18:00 水 14:00~17:00	木・土午後	在宅、障がい	12:00~ 13:30
室積	たむら歯科	室積新開二丁目3-1	79-0120	9:30~12:00 14:00~18:00	木 午後	在宅、障がい	電話にて要相談
	あさみ歯科 室積診療所	室積一丁目9-5	79-0765	9:00~12:00 14:00~18:30	木 午後		
	守田歯科医院	室積松原15-7	78-0457	9:00~12:00 14:00~18:00	木・土午後	在宅	電話にて要相談
	松田歯科クリニック	室積松原4-3	79-2533	9:00~12:30 14:30~19:00	木・土午後	在宅、障がい	電話にて要相談
	友愛歯科医院	室積四丁目1-1	79-0517	9:30~12:30 13:30~18:30	木 午後	在宅、障がい	月・火・金・土 午後
大和	大和歯科医院	大字岩田2483-6	0820 48-4978	9:00~11:00 15:00~17:00	木・土午後	在宅、障がい	電話にて要相談
	大和総合病院	大字岩田974	0820 48-2111	8:10~11:00		障害	

その他歯科医療機関

島田	くもい歯科医院	島田一丁目11-25	72-8001	10:00~13:00 15:00~20:00 日曜は12時まで	日曜午後 水 祝日		電話にて要相談
----	---------	------------	---------	--	--------------	--	---------

在宅歯科保健医療連携室：歯科医院へ通院できない寝たきり状態の方で治療を希望される場合に歯科医院の紹介などを行います。

名称	所在地	電話番号	受付時間
周南地区 在宅歯科保健医療連携室	周南市今宿町3-55	0834 32-1717	月～金:9時～17時 土:9時～12時30分
山口県 在宅歯科保健医療連携室	山口市吉敷下東一丁目4-1	083 928-1108	月～金:9時～17時

【30】薬について相談できる薬局

出典:山口県薬剤師会ホームページ

薬局名	所在地	電話	訪問指導
浅江	浅江薬局	浅江一丁目17-23	72-7189 ○
	イシマル薬局	虹ヶ浜三丁目7-25	71-3435 ○(状況に応じ)
	オリーブ薬局 光店	虹ヶ浜三丁目16-30ラ ンドマーク虹ヶ浜102	74-0080 ○(状況に応じ)
	かしわや薬局 本店	浅江一丁目9-11	71-0103 ○(状況に応じ)
	かしわや薬局 きぞの店	大字浅江1340-1	72-9370 ○(状況に応じ)
	セガミ薬局 光店	木園一丁目5-28	72-8881 ○(状況に応じ)
	ひかり中央薬局	木園一丁目8-5	74-1193 ○
	ファミリー薬局	光ヶ丘2-2	74-0312 ○
	みどり薬局 光店	浅江三丁目9-6	72-1151 ○(状況に応じ)
	レインボー薬局	浅江三丁目17-20	74-0711 ○(状況に応じ)
島田 ・ 三井	そうごう薬局 光店	島田二丁目21-2	74-0891 ○
	いちご薬局光店	島田二丁目4-3	74-1577 ○(状況に応じ)
	島田薬局	島田二丁目14-5	72-5300 ×
	かなえ薬局	島田六丁目13-27	74-0600 ○(状況に応じ)
	きりん薬局	島田一丁目1-16	74-5112 ○(状況に応じ)
	そうごう薬局 三井店	三井六丁目17-17	76-0600 ○(状況に応じ)
光井 ・ 室積	小松薬局	光井三丁目7-33	72-7861 ○
	みつい中央薬局	中央二丁目12-12	74-2489 ○(状況に応じ)
	大戸薬局	室積中央町1-1	78-1902 ○(状況に応じ)
	トータス薬局 光店	室積中央町4-10	79-2525 ○(状況に応じ)
	ひまわり薬局 光店	室積松原4-4	75-0555 ○(状況に応じ)
	室積薬局	室積大町22-16	78-1101 ○
大和	むさし薬局	大字岩田小池東978-3	0820 48-8800 ○(状況に応じ)
	やまと薬局	大字岩田2481-1	0820 48-5511 ○(状況に応じ)
	医心堂薬局	大字岩田2356-4	0820 48-5815 ○(状況に応じ)

【52】認知症に優しいお店

出典：山口県周南圏域 認知症地域資源マップより（平成28年1月現在）

認知症に優しいお店とは

認知症にやさしいまちづくりに賛同しているお店です。
キャラバン・メイトによる「認知症サポートー養成講座」を受講しています。

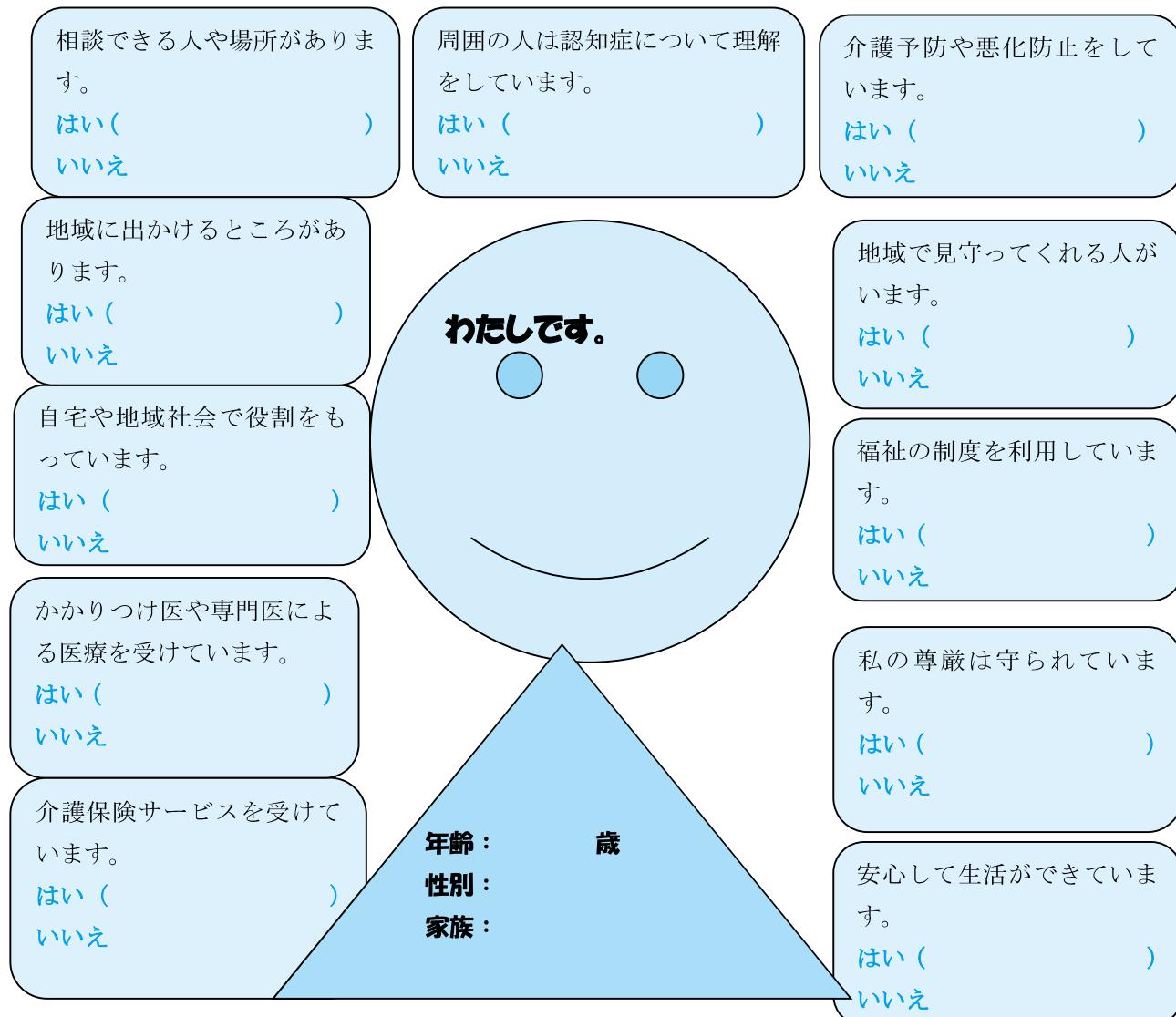
お店の名前	所在地	お店の名前	所在地
原田酒店	浅江三丁目24-21	三井 ・上島田	ヘアーサロン エム
エディオン仲小路	浅江二丁目10-30		十五万石 三井店
富田食料品店	浅江七丁目17-18		内藤酒店
虹の文具館	虹ヶ浜三丁目4-8		三島温泉健康交流施設ゆーぱーく光
(有)家具の大江	虹ヶ浜一丁目5-39		中本電機株式会社
パティスリーミヤオ	浅江二丁目1-10		ほりたや
(株)光ギフトセンター	浅江三丁目9-8		(有)古川文具書店
(株)松原屋 (ホテル松原屋)	虹ヶ浜三丁目9-16		山口妙香園
メガネの21 光店	浅江三丁目19-24		B、L、A、U 美容室
(株)アステール おかむら	木園一丁目12-16		リカーポート・やまもと 酒類販売
朝日生命相互会社	浅江二丁目7-14		Y.S うめもと
和泉時計店	浅江二丁目11-18		(株)守田
美容室 ゆめばんち	虹ヶ丘三丁目28-21		(株)ダスキンせらい ダスキン光井支店
第一生命保険株式会 社	虹ヶ浜三丁目11-30		(株)タムラ商事
おしゃれの店なかたに	島田一丁目11-8	光井	後藤商店
花いかだ	島田一丁目11-10		アボシ時計店
協同組合ベスト(ビーストリート)	島田一丁目12-21		(株)オウル
アケミ屋	島田一丁目11-7B e- West内		(株)友松商店
レディスツボイ光店	島田一丁目11-7		ヒサコ美容室
木村ノリオ アトリエ建築設計事務所	島田一丁目11-9		理容カットインシミズ
水本時計店	島田一丁目11-10		門出商店
くるみの樹	島田一丁目11-6	室積	ケア用品店サンコウ
キヤロット	島田一丁目11-10		(有)うめもと化粧品店
ミヤタカメラ店	島田一丁目12-14		シャインしげさわ
保のか	島田一丁目11-8		
合同会社 歩夢	島田一丁目11-8		
光商工会議所	島田四丁目4-15		

参考

「わたし」の地域資源マップを作りましょう！

11~14ページの「認知症ケアパス」を参考にして、利用できるサービスや資源を確認してみましょう。

「はい」の項目が多くなるといいですね。



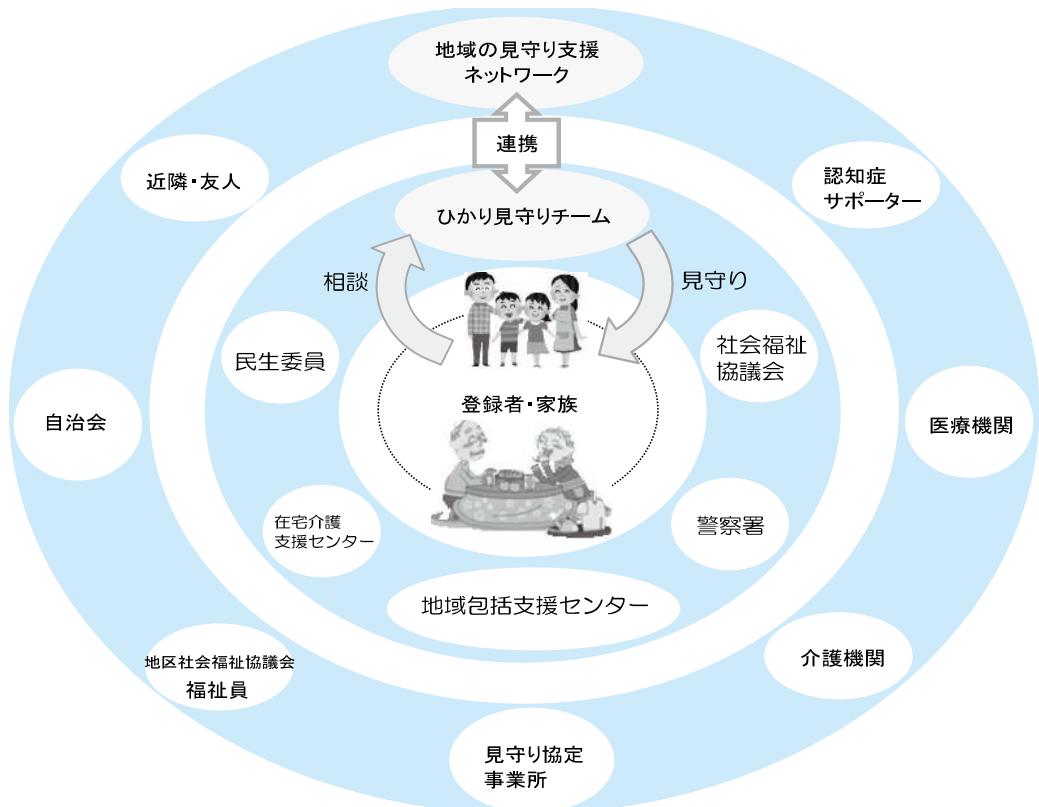
「わたし」の連絡先をまとめましょう。

連絡先	名前	電話番号	備考
かかりつけ医			
かかりつけ歯科医			
かかりつけ薬局			
ケアマネジャー			
民生委員児童委員			
家族 友人 隣人			
あいぱーく光	地域包括支援センター	0833-74-3002	

ひかり見守りネット（徘徊高齢者等事前登録）

地域で見守ってくれる支援者を増やしましょう！

普段の関わりの中で「いつもと違うな？」「変だな？」という小さな気づきを感じた時は、ひかり見守りチーム（地域包括支援センター、民生委員等）に連絡してください。



「ひかり見守りネット」登録の方法

- 手続き先：光市地域包括支援センター（電話 0833-74-3002）
- 持参品：①ひかり見守りネット登録申請書 ②申請者の印鑑
③登録者（見守って欲しい人）の直近の顔写真
※申請書は地域包括支援センターの窓口、または、市のホームページよりダウンロードできます。
- 登録された方に見守りグッズをお渡ししています。

【見守りキークーラー】



【見守りミミサンガ】



認知症の人への対応 ガイドライン

● 基本姿勢 ●

認知症の人への対応の心得 『3つの「ない』』



- 1 おどろかせない
- 2 いそがせない
- 3 自尊心（プライド）をきずつけない

●具体的な対応の7つのポイント●

まずは見守る	余裕をもって対応する
声をかけるときは一人で	後から声をかけない
相手に目せんを合わせてやさしい口調で	
おだやかに、はっきりした話し方で	
相手のことばに耳をかたむけて ゆっくり対応する	

<「認知症ケアパス」作成にご協力いただいた団体・事業所> 光市認知症を支える会（福寿草の会 光） 光市介護支援専門員連絡協議会 地域密着型介護事業所：認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能居宅 介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所 在宅介護支援センター（東部、西部、しまた、やまと苑） <掲載内容についてのお問合せ> 光市光井二丁目2番1号 光市総合福祉センター（あいぱーく光）1階⑤番窓口 光市地域包括支援センター TEL 0833-74-3002 作成 平成28年3月	
---	--